令和７年９月版

＜帯広市宿泊税に係るＱ＆Ａ＞

１　宿泊税について ･････････････････････････････････ １

Ｑ１　宿泊税とはどのような税金ですか。･････････････････････････････ 1
Ｑ２　なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。･･････････････････････････ 1
Ｑ３　なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。･･････････ 1
Ｑ４　宿泊の定義を教えてください。････････････････････････････････ 1
Ｑ５　帯広市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。････････････････ 1
Ｑ６　帯広市宿泊税条例の施行日の前に、事前予約を行っていた場合も課税になりますか。･･ 2
Ｑ７　宿泊税の税額はいくらですか。････････････････････････････････ 2
Ｑ８　税率が変更されることはないのですか。････････････････････････ 2
Ｑ９　宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。･･ 2
Q10　帯広市民も課税されるのですか。･･････････････････････････････ 2
Q11　宿泊税はどのようにして支払うのですか。････････････････････････ 2

２　課税対象について ･･･････････････････････････････ ３

Ｑ１　幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。････････････････････････ 3
Ｑ２　個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。･･･ 3
Ｑ３　長期滞在の場合でも課税対象となりますか。･････････････････････ 3
Ｑ４　下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。････････････ 3
Ｑ５　観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。･･････････････････ 3
Ｑ６　宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。･･････････ 3
Ｑ７　ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること、又はその客室のこと）は課税対象ですか。･･･ 3
Ｑ８　自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。･････ 4
Ｑ９　休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。･･･ 4
Q10　部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。･･････････････････････････････ 4
Q11　１人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。･････ 4
Q12　シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。････････ 4

Q13　公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。……………………………… 4
Q14　キャンプ場にはバンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は１棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課されますか。……………………………………… 4
Q15　キャンプ場の場合、形式上は１棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。…………………………………………… 5
Q16　カプセルホテルも対象ですか。……………………………… 5
Q17　宿泊料金には何が含まれますか。…………………………… 5
Q18　無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。……… 5
Q19　食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。…… 5
Q20　宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。…………………… 5
Q21　避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。………………………………………… 6
Q22　連泊の場合も課税されるのですか。…………………………… 6
Q23　連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。………… 6
Q24　企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。‥ 6
Q25　宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。……… 6
Q26　利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。…………………………………………………… 6
Q27　事前に宿泊契約をした上で午前０時を過ぎてからチェックインした場合のレイトチェックインは課税対象になりますか。また、レイトチェックアウトは課税対象になりますか。………………………… 6
Q28　マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。………………………………………………… 7
Q29　生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。……… 7
Q30　キャンセル料の取扱いを教えてください。……………………… 7
Q31　ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか。……………………………………………………………… 7
Q32　インターネットカフェも対象ですか。…………………………… 7
Q33　農村民泊は宿泊税の課税対象となりますか。…………………… 7
Q34　子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。………………… 7

Q35　添寝の子どもについては、宿泊料金はとらず、入館料を徴収していますが、宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。…… 8
Q36　ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。…… 8
Q37　旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料になる場合は課税対象になりますか。…… 8
Q38　２人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が１人のみであった場合の取扱いはどうなりますか。…… 8
Q39　外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。…… 8

３　課税免除について …… 9

Ｑ１　修学旅行生は課税対象ですか。…… 9
Ｑ２　修学旅行等の引率者は課税対象ですか。…… 9
Ｑ３　修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。…… 9
Ｑ４　修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。…… 9
Ｑ５　部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。…… 9
Ｑ６　スポーツ大会、合宿は課税対象ですか。…… 9
Ｑ７　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。…… 9

４　宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け・・・ 11

Ｑ１　特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。…… 11
Ｑ２　特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。…… 11
Ｑ３　保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。…… 11
Ｑ４　これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。…… 11
Ｑ５　旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。…… 12
Ｑ６　旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。…… 12
Ｑ７　宿泊税に係る各種申告書等の様式はどこで入手できますか。…… 12
Ｑ８　各種申告書等はどこに提出すれば良いですか。…… 12
Ｑ９　宿泊税の申告納入はどのように行うのですか。…… 12
Q10　宿泊がない月でも申告が必要ですか。…… 12

Q11　納入について、口座から引き落としてもらうことは可能ですか。････ 13
Q12　北海道宿泊税はどのように納めたらよいですか。･･････････････････ 13
Q13　電子申告は可能ですか。･･･ 13
Q14　宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。･･･ 13
Q15　宿泊者から徴収する方法について教えてください。････････････････ 13
Q16　旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。･･･ 13
Q17　宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。･･･ 13
Q18　収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。･･ 14
Q19　会計システム上、１人で利用しても領収書に一律２名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。･･･････････････････ 14
Q20　宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか。･････････････････････････ 14
Q21　外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。･････ 14
Q22　宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。･･･････････････････････････････････ 14
Q23　民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。･･･････････････････････････････ 14
Q24　申告や納入が遅れたらどうなりますか。････････････････････････ 14
Q25　郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部署への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。･････････････････ 14
Q26　宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。････ 15
Q27　売掛けの場合の宿泊税の申告納入はどうすれば良いですか。････････ 15
Q28　宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか。･･･ 15
Q29　特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはだめですか。･･ 15
Q30　同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者登録申請書の提出が必要ですか。･･･ 15

５　旅行業関係者の方向け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

Ｑ１　旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。 ・・・・・・・・・ 16

１　宿泊税について

Ｑ１　宿泊税とはどのような税金ですか。
Ａ１　宿泊税は、ホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づいて使途や税率が定められている「法定外目的税」です。 　「法定外目的税」とは、条例で定める特定の費用に充てるために、地方税法に基づいて道府県又は市町村が課すことができる税です。 （地方税法第４条、同法第５条、同法第731条）
Ｑ２　なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。
Ａ２　帯広市では、令和２年に、観光の振興に関する施策を実施するための財源のあり方について幅広く検討するため、学識経験者や観光団体関係者などで構成する「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」を設置しました。 　同年12月には、同委員会から帯広市長に対して提言書の提出があり、その中の観光振興のための新たな財源として宿泊税の導入について提言があったものです。 　提言を受け、帯広市は、宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第５条第７項の規定に基づき、宿泊税を課すことにしました。 　帯広市では、地域社会及び帯広市経済の発展のために実施する観光振興施策の新たな財源として、宿泊税を活用していきます。
Ｑ３　なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
Ａ３　帯広市が、令和２年に設置した「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」から「観光振興における受益と負担の関係や、財源の安定性、他自治体の事例などに鑑み、法定外目的税であり、宿泊行為に課税を行う宿泊税が妥当であるとの結論で一致した。なお、今後の観光振興に係る財源として、寄附金・協力金についても、既に取り組まれている制度の拡充なども含め、検討する必要がある。」などの提言をいただいたことを踏まえ、観光振興施策の新たな財源確保策として「宿泊行為への課税」が妥当であると判断したことによります。
Ｑ４　宿泊の定義を教えてください。
Ａ４　宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 （1）　６時間以上、かつ、日をまたぐ利用行為であること。 （2）　上記のほか、宿泊施設と宿泊者との契約上宿泊としての取扱いがあるもの。
Ｑ５　帯広市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。
Ａ５　帯広市宿泊税条例の施行時期については、令和７年７月22日に法定外目的税とし

て、総務大臣から同意を得ましたので、今後、帯広市宿泊税条例の施行期日を定める規則を定めることで、令和８年４月１日を予定しています。

　また、北海道から賦課徴収委任を受ける「北海道宿泊税」も令和８年４月１日施行を予定しています。

Ｑ６　帯広市宿泊税条例の施行日の前に、事前予約を行っていた場合も課税になりますか。

Ａ６　帯広市宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和８年４月１日以降であれば、宿泊税が課税されます。令和８年３月31日の宿泊については課税されません。

Ｑ７　宿泊税の税額はいくらですか。

Ａ７　帯広市内の宿泊施設に宿泊した際、１人１泊当たりの帯広市宿泊税は２００円です（定額制）。ただし、北海道宿泊税が次の宿泊料金の区分に応じて課税されますので（段階的定額制）、合計税額は以下のとおりです。

	１人１泊当たりの宿泊料金	帯広市宿泊税	北海道宿泊税	合計税額
(1)	２万円未満	２００円	１００円	３００円
(2)	２万円以上５万円未満	２００円	２００円	４００円
(3)	５万円以上	２００円	５００円	７００円

Ｑ８　税率が変更されることはないのですか。

Ａ８　税率は帯広市宿泊税条例に規定されているとおりです。

　なお、本条例では、条例施行後５年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。

Ｑ９　宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。

Ａ９　宿泊者は宿泊以外にも、移動や物、サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられるため、帯広市宿泊税では免税点を設けず、広く課税することで公平性を確保することとしておりますのでご理解ください。

Q10　帯広市民も課税されるのですか。

A10　帯広市民であっても、宿泊者には一定の受益があると考えられ、また、帯広市民であることのみをもって課税しないことは税の公平性の観点から困難であるため、一定の負担をお願いします。

Q11　宿泊税はどのようにして支払うのですか。

A11　宿泊した宿泊施設にお支払いください。ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

２　課税対象について

Ｑ１　幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか 。
Ａ１　宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。 　ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。
Ｑ２　個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。
Ａ２　宿泊税は、旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。
Ｑ３　長期滞在の場合でも課税対象となりますか。
Ａ３　宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。
Ｑ４　下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。
Ａ４　下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが１月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税されません。
Ｑ５　観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか 。
Ａ５　旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的にかかわらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。
Ｑ６　宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。
Ａ６　宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。 　ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税額を算出してください。 　なお、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合は、宿泊税はかかりません。
Ｑ７　ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること、又はその客室のこと）は課税対象ですか。
Ａ７　宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。

宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ６時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。
Ｑ８　自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。
Ａ８　研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の対象となります。
Ｑ９　休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。
Ａ９　いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ６時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は宿泊とみなしますので、課税対象となります。
Q10　部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。
A10　１室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、旅館業法に規定する宿泊者名簿等により何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。
Q11　１人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。
A11　１室での料金設定など、１人当たりの宿泊料金が不明であり、宿泊者ごとに宿泊料金を分離できない場合は、１室１日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を１人当たりの宿泊料金とします。
Q12　シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。
A12　低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。 ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。
Q13　公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。
A13　ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的にかかわらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、課税対象となります。 宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いしています。 なお、宿泊施設により宿泊料金が免除されている場合は、宿泊料金が発生していませんので課税されません。
Q14　キャンプ場にはバンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は１棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に１人当たり宿泊税が課されますか。
A14　旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が

設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等、事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて宿泊税を支払うことになります。

Q15　キャンプ場の場合、形式上は１棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A15　１棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

このため、１棟１泊当たりの宿泊料金の総額を、幼児等を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を１人１泊当たりの宿泊料金とみなすことになります。

Q16　カプセルホテルも対象ですか。

A16　旅館業法の許可を受けた宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q17　宿泊料金には何が含まれますか。

A17　宿泊税における料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される金額

・清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料

【宿泊料金に含まれないもの】

・宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
・消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
・自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額　等

Q18　無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。

A18　無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q19　食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。

A19　宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして算出してください。

Q20　宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿

泊税の課税対象となりますか。
A20　名称の如何にかかわらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。
Q21　避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。
A21　災害により旅館業の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。
Q22　連泊の場合も課税されるのですか。
A22　連泊した場合、宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
Q23　連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A23　連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。 　連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た金額を宿泊料金とします。
Q24　企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A24　企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの宿泊料金によります。 　手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した１人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。 　ただし、当該手数料を控除した金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。
Q25　宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。
A25　宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。 　ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。
Q26　利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。
A26　客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。
Q27　事前に宿泊契約をした上で午前０時を過ぎてからチェックインした場合のレイトチェックインは課税対象になりますか。また、レイトチェックアウトは課税対象になりますか。
A27　レイトチェックインによって、宿泊契約をしている宿泊者が午前０時を過ぎてか

らチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。

　レイトチェックアウトによって追加料金が生じた場合、延長料金を宿泊料金として徴収している場合は当該延長料金を宿泊料金に含めるようお願いいたします。宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合には、当該延長料金を宿泊料金に含めません。

Q28　マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。

A28　短期間滞在する人をターゲットとしたいわゆるマンスリーマンションなどについても、旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

　この場合は、宿泊期間における宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除して得た金額を１室１泊当たりの宿泊料金とします 。

Q29　生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。

A29　無料低額宿泊所については、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しないため、課税対象ではありません。

Q30　キャンセル料の取扱いを教えてください。

A30　キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q31　ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか。

A31　いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、宿泊施設が宿泊料金を徴するなど宿泊行為として取り扱っている場合は課税対象となる宿泊となります。この場合の宿泊者数は、宿泊施設が把握する人数とします。

Q32　インターネットカフェも対象ですか。

A32　旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q33　農村民泊は宿泊税の課税対象となりますか。

A33　住宅宿泊事業法の届出を行い、宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q34　子ども向けに布団の貸出しをしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。

A34　布団の貸出しは寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。

　また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。ただし、そ

の立替金に類する以外の宿泊料金が無料の場合に限られます。
Q35　添寝の子どもについては、宿泊料金はとらず、入館料を徴収していますが、宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。
A35　当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。
Q36　ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。
A36　基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は、宿泊料金に含んでいただくこととなります。
Q37　旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料になる場合は課税対象になりますか。
A37　宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料にしている場合は、宿泊税は課税されません。
Q38　２人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が１人のみであった場合の取扱いはどうなりますか。
A38　実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収することになるため、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金することになります。 　ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなして、宿泊税の課税対象となります。
Q39　外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A39　宿泊料金の外貨建て支払いにおける宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。 　具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じて算定します。

３　課税免除について

Ｑ１　修学旅行生は課税対象ですか。
Ａ１　令和２年に設置した「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」から、「修学旅行等の学校行事は教育目的であり、公益性が高いなどを考慮し、免除すべきである。」との提言が出されたことを受け、修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行については、課税を免除することとしています。
Ｑ２　修学旅行等の引率者は課税対象ですか。
Ａ２　児童、生徒等の引率を行う学校等の関係者、心身の障がい等により介助等を必要とする児童、生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。 　なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは課税免除の対象となりません。
Ｑ３　修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。
Ａ３　「修学旅行であることの証明書」については、特段様式を指定しておりませんが、修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を、学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。 　ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、後日、この書面を提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいて差し支えありません。 　後日、税務調査において、修学旅行であることの証明書の有無やその内容を確認いたします。
Ｑ４　修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。
Ａ４　修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。
Ｑ５　部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。
Ａ５　部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。
Ｑ６　スポーツ大会、合宿は課税対象ですか。
Ａ６　修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税対象になります。
Ｑ７　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。
Ａ７　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税が免除されます。なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いに

ついて」（消費税法基本通達）に準じます。

・課税が免除される施設課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

・課税が免除される外国大使等課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者を受けた者

４　宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Ｑ１　特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
Ａ１　旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方が特別徴収義務者になります。 　ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、事前に帯広市市民税課にご相談ください。
Ｑ２　特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。
Ａ２　宿泊者から宿泊税を徴収し、帯広市に申告納入していただくほか、各種申告や帳簿・帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。
Ｑ３　保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。
Ａ３　宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。 ・帳簿（５年間保存） 　宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など） 　なお、宿泊税の申告書に添付する月計表（又はそれに代わるもの）を、「帳簿」として保管することとして差し支えありません。 ・書類（２年間保存） 　宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの（例：契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など） 　なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられております。
Ｑ４　これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
Ａ４　宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。 ⑴　北海道に対して、旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出の手続きをする。 ⑵　宿泊税特別徴収義務者申告書を経営開始の５日前までに帯広市市民税課に提出する。 ⑶　宿泊者から宿泊税を徴収する。 ⑷　徴収した宿泊税について、申告納入期限までに帯広市市民税課に納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

Ｑ５　旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。
Ａ５　旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者以外の方に委託契約等により全面的に宿泊施設を委託している場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として個別に指定することがあります。詳しくは、帯広市市民税課までご連絡ください。
Ｑ６　旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
Ａ６　経営を廃止する際は、速やかに「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届出書」で廃止を届け出てください。 　また、別途北海道に対して、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。
Ｑ７　宿泊税に係る各種申告書等の様式はどこで入手できますか。
Ａ７　帯広市のホームページから各種様式をダウンロードできます。
Ｑ８　各種申告書等はどこに提出すれば良いですか。
Ａ８　帯広市市民税課に提出してください。
Ｑ９　宿泊税の申告納入はどのように行うのですか。
Ａ９　申告納入は毎月行う必要があります。 　特別徴収義務者は、申告納入期限までに、徴収対象期間分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入してください。 　申告納入期限が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が申告納入期限となります。 　納入申告書の提出は、ｅＬＴＡＸで電子的に行うことができるほか、郵送や持参で行う場合は、帯広市市民税課に提出してください。徴収した宿泊税は期限までにｅＬＴＡＸで電子納入するか、納入書を使ってお近くの金融機関又は帯広市の窓口で納入してください。 　なお、特別徴収義務者の申告事務の負担を軽減する観点から、所定の要件を満たす場合は、特別徴収義務者が申請し承認を受けることで申告納入期限の特例が適用され、３か月分をまとめた年４回の申告納入期限とすることが可能です。詳細は、特別徴収の手引き中「申告納入期限の特例」ページをご確認ください。
Q10　宿泊がない月でも申告が必要ですか。
A10　宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、宿泊税を納入していただく必要はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が０円の場合も、０円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

Q11　納入について、口座から引き落としてもらうことは可能ですか。
A11　口座から引き落としはできませんが、ｅＬＴＡＸを使用することで金融機関に行かなくても納入することが可能です。納入書で納入する場合は、お近くの金融機関又は帯広市の窓口で納入してください。
Q12　北海道宿泊税はどのように納めたらよいですか。
A12　帯広市内の宿泊施設については、地方税法の規定に基づき、帯広市が一括して課税と徴収を行いますので、帯広市が示す事務手続きにより、帯広市宿泊税と併せて帯広市に北海道宿泊税を納めてください。
Q13　電子申告は可能ですか。
A13　宿泊税の電子申告は、ｅＬＴＡＸからご利用いただけます。詳細につきましては、地方税共同機構が運営するｅＬＴＡＸのホームページをご確認ください。 【ｅＬＴＡＸのホームページ】 https://www.eltax.lta.go.jp/
Q14　宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。
A14　地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、道に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に宿泊税に相当する金額を求償することになります。 【地方税法第733条の15第３項】 ３　前項の規定によつて納入した納入金のうち法定外目的税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。 【地方税法第733条の15第４項】 ４　特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。
Q15　宿泊者から徴収する方法について教えてください。
A15　徴収方法については定めておりませんので、事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で（宿泊時に）徴収する等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択していただくことになります。
Q16　旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
A16　条例において、旅館業等の経営者を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して帯広市に申告納入していただくことはできません。
Q17　宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。
A17　領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。

宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますのでご注意ください。 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation TAX」です。なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。
Q18　収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。
A18　印紙税の考え方は、国税庁のホームページや税務署においてご確認ください。
Q19　会計システム上、１人で利用しても領収書に一律２名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。
A19　帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。 ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。
Q20　宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか。
A20　宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや、宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットを作成する等、北海道と連携して進めてまいります。
Q21　外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。
A21　北海道が多言語に対応したリーフレットを作成する予定ですので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。
Q22　宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。
A22　宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にてご負担をお願いします。
Q23　民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。
A23　所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。
Q24　申告や納入が遅れたらどうなりますか。
A24　過少申告に対しては過少申告加算金、申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。
Q25　郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部署への到着が申告期限より後にな

った場合、期限後申告となりますか。
A25　原則として、担当部署に届いた日が申告日となりますが、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。 　なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。
Q26　宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。
A26　宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば「４月３０日分を４月分に」、「５月１日分を５月分に」というように分けて計上してください。
Q27　売掛けの場合の宿泊税の申告納入はどうすれば良いですか。
A27　宿泊があった月に計上して申告納入するようお願いします。
Q28　宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか。
A28　帯広市では、特別徴収によって徴収している他の税目（市道民税や入湯税）との関係から、宿泊税においても特別徴収義務者交付金を交付しません。 　なお、北海道は、特別徴収義務者に対して交付金を交付します。原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%（当初５年間は3.5%）を交付しますので、必要に応じて北海道に手続き願います。
Q29　特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはだめですか。
A29　帯広市では、特別徴収によって徴収している他の税目（市道民税や入湯税）との関係から、特別徴収義務者交付金を交付しませんので、当然認められません。 　北海道では交付金を交付しますが、差し引いて申告納入することは認められていません。 　理由としては、特別徴収義務者交付金は、特別徴収義務者が法定納期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を毎年度の予算の範囲内において交付するものであり、交付対象であることの確認等が必要なため、差し引いて申告納入することはできません。詳しくは、北海道に確認ください。
Q30　同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者申告書の提出が必要ですか。
A30　住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、宿泊施設ごとの申告が原則になりますが、同一敷地（建物）内で複数の施設（部屋）を経営している場合や経理上区分できない場合には、帯広市市民税課までご相談ください。

５　旅行業関係者の方向け

Ｑ１　旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。
Ａ１　旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできますが、宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めをしていただくことになります。 　なお、旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いします。